

PCB 廃棄物等の掘り起こし調査マニュアル  
(第 5 版)

平成 30 年 8 月

改訂履歴

版数	作成	改訂内容
第 1 版	平成 26 年 8 月	・「未処理の PCB 使用製品及び PCB 廃棄物の掘り起こし調査マニュアル（第 1 版）」として作成
第 2 版	平成 28 年 8 月	・「2. 掘り起こし調査の手順」にフォローアップ調査に関する要領を追加
第 3 版	平成 28 年 12 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・タイトルを「PCB 廃棄物等の掘り起こし調査マニュアル」に変更</li> <li>・「2. 掘り起こし調査の手順」のフォローアップ調査に関する要領に一部追加</li> <li>・「3. 掘り起こし調査完了に向けた作業手順」を追加</li> </ul>
第 4 版	平成 29 年 10 月	・「4. PCB 使用安定器の掘り起こし調査の手順」を追加
第 5 版	平成 30 年 8 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「2. 掘り起こし調査の手順」のアンケート調査対象事業者リストの整理に関する要領に一部追加</li> <li>・「4. PCB 使用安定器の掘り起こし調査の手順」に一部追加</li> </ul>

## 1. 本マニュアルの目的

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 5 条第 2 項の規定により、都道府県及び法第 26 条第 1 項の政令で定める市（以下「都道府県市」という。）は、区域内におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「PCB 廃棄物」という）の状況を把握するとともに、PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理が行われるように必要な措置を講ずることに努めなければならないとされており、また、法第 11 条の規定により、都道府県知事（法第 26 条第 1 項の政令で定める市にあっては市長（以下、単に「都道府県知事」という。）は、事業者に対し、PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理の実施を確保するために必要な指導及び助言をすることができることとされている。また、平成 28 年 5 月の法改正により、高濃度 PCB 廃棄物の保管事業者に対し、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）の事業エリアごとの計画的処理完了期限の 1 年前までに高濃度 PCB 廃棄物の処分を義務付け、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（以下「高濃度 PCB 使用製品」という。）の所有事業者に対し、計画的処理完了期限の 1 年前までに高濃度 PCB 使用製品の廃棄を義務付けた。さらに、法第 24 条において、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物であることの疑いのある物を保管する事業者その他の関係者に対し、都道府県知事による報告徴収及び立入検査等を行うことができることとしたところである。

また、JESCO を活用した変圧器、コンデンサー等、安定器、及びその他汚染物等の処理については、平成 26 年 6 月 6 日に変更したポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（以下「基本計画」という。）において、従来の事業対象地域を越えて各 PCB 処理事業所の処理対象物等を定め、変更前の基本計画から処理に係る期間を延長したが、現状推計し得る高濃度 PCB 廃棄物の量及び JESCO の処理施設の処理能力等を勘案し、新たに計画的処理完了期限及び事業終了準備期間を設けた。さらに、平成 28 年の法改正に伴い、政府一丸となって取り組むため、同年 7 月 26 日に基本計画の変更を閣議決定し、掘り起こし調査について、各都道府県市においては、具体的な目標期日を定め、処分期間内に一日でも早く調査を終えることが求められ、国としても各都道府県市の取組を支援するとともに、その進捗状況のフォローアップを行うこととし、国、都道府県市、電気保安関係者等の関係者間の連携を一層強化することとした。

法で定められた期限は必ず達成すべき期限であり、国、都道府県市、保管事業者、処分業者等の関係者が一日も早いその達成に向けて、あらゆる努力を払うことが必要である。

法及び基本計画に基づき、都道府県市においては、国、PCB 使用製品を製造した者、電気保安関係等の事業者、JESCO 等と協力し、管内における未処理の PCB 使用製品及び PCB 廃棄物を網羅的に把握する、いわゆる掘り起こし調査を行った上で、特に高濃度 PCB 廃棄物については未処理事業者の一覧表を作成し、当該一覧表に掲載された事業者に対し、処分又は廃棄の時期を確認するとともに、処分期間内に、

一日も早く JESCO への処分委託が行われるよう、必要な指導等を行う必要がある。

掘り起こし調査については、これまで、多くの都道府県市において、実施されているところであり、このような既存の知見を踏まえ、掘り起こし調査の効率的な調査、事業者への確認及び指導等の基本的な手法等について、平成 26 年 8 月に「未処理の PCB 使用製品及び PCB 廃棄物の掘り起こし調査マニュアル（第 1 版）」を取りまとめた。

その後、平成 28 年 8 月に、未達事業者（不在郵便）以外の未回答事業者（アンケート調査票の返信のなかった事業者）に対する効果的・効率的な掘り起こし調査の基本的な手法をフォローアップ調査として追加するとともに、未達事業者に対する掘り起こし調査方法についても追記した「未処理の PCB 使用製品及び PCB 廃棄物の掘り起こし調査マニュアル（第 2 版）」を、平成 28 年 12 月に、定められた期限内に処理を完了するために必要な項目の一つである掘り起こし調査の完了へ向けた作業手順を追加するとともに、その進捗状況の把握指標について追記した「PCB 廃棄物等の掘り起こし調査マニュアル（第 3 版）」（改訂に伴い名称を変更）を、平成 29 年 10 月に、漏れなく PCB 使用安定器の掘り起こしを行うための追加的な掘り起こし調査の作業手順を追記した「PCB 廃棄物等の掘り起こし調査マニュアル（第 4 版）」（以下、「第 4 版」という。）を順次取りまとめたところである。

今般の改訂では、第 4 版に基づき実施した安定器の掘り起こしモデル調査の結果も踏まえ、安定器の掘り起こし調査をより効果的・効率的に行うための手法を追記した。

なお、自家用電気工作物設置者を対象とした調査において、法施行以前に自家用電気工作物の使用を廃止した事業者等に対しては、PCB 廃棄物の問題が顕在化した当時に保管・所有していた事業者の情報等を活用した追跡調査を行うことや広く社会一般に PCB 廃棄物の問題を周知・広報することで届出を促す必要があり、関係者との連携した取組の強化が重要である。

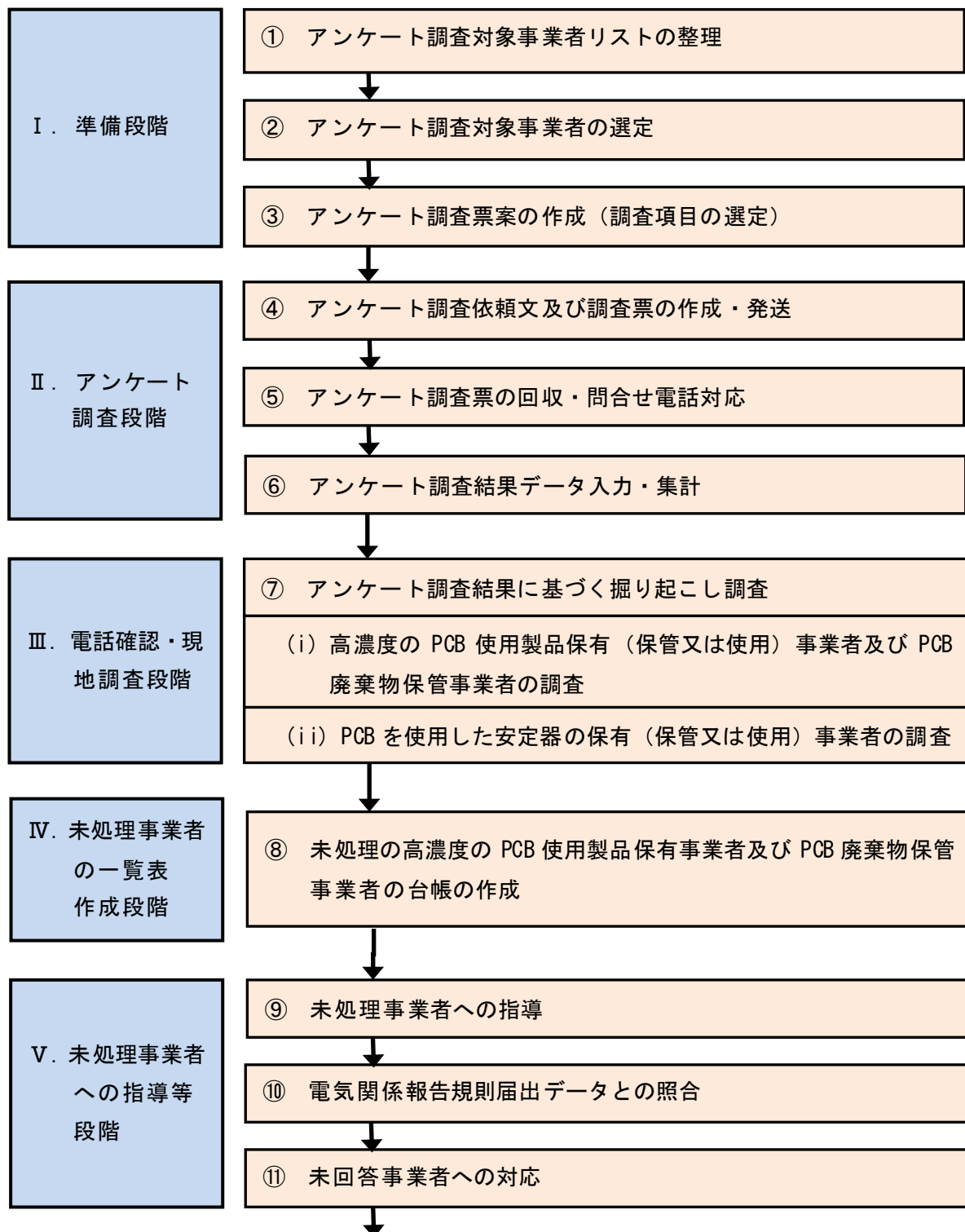
都道府県市におかれては、本マニュアルを参考にしつつ、地域の実情を踏まえた創意工夫を行った上で、具体的な目標期日を定め、進捗状況を把握しつつ、効果的・効率的な掘り起こし調査を実施し、完了することにより、処分期間及び計画的処理完了期限内での PCB 廃棄物の 1 日も早い処理完了を達成するため、必要な指導等を実施していただきたい。

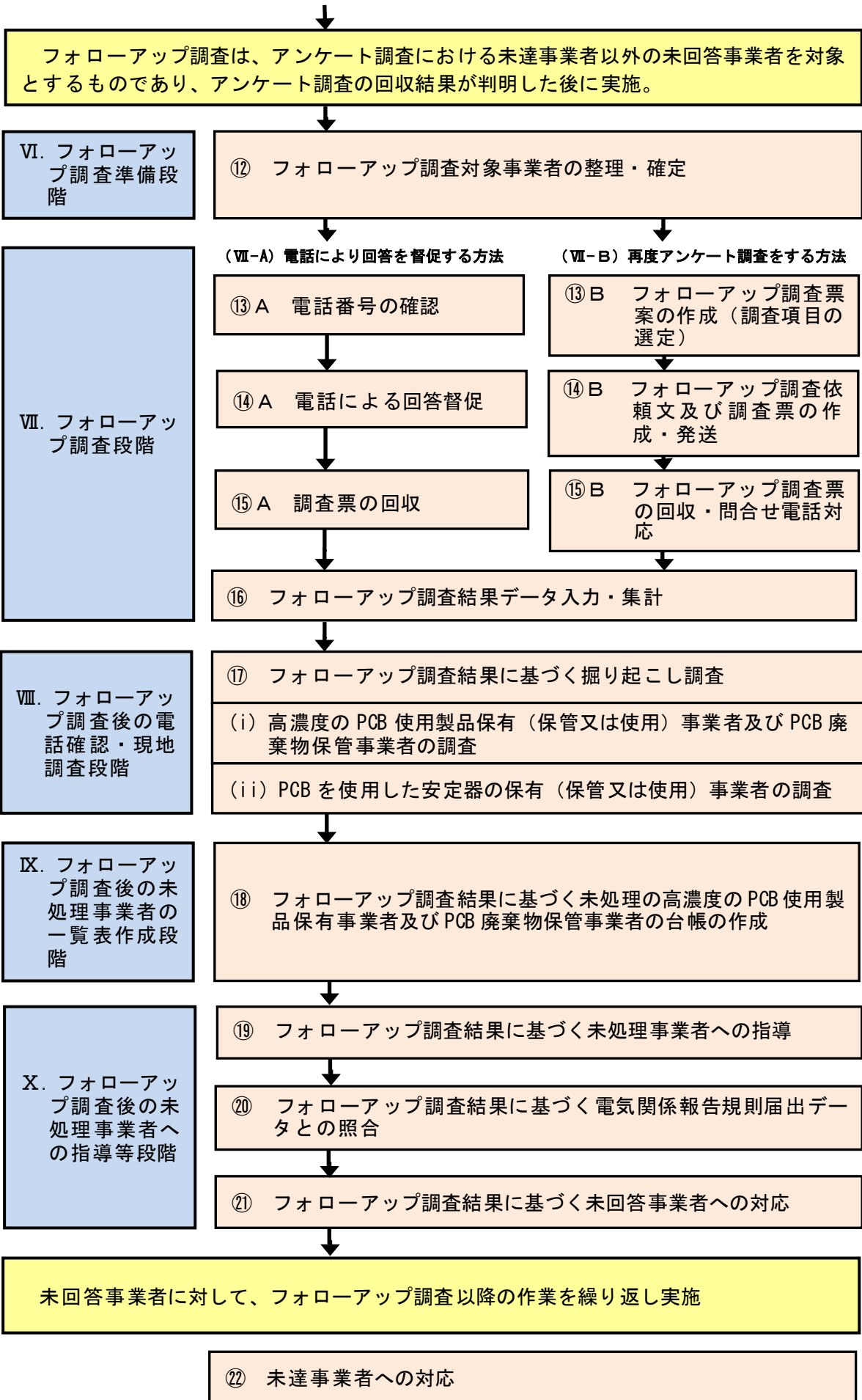
また、都道府県市において、自家用電気工作物設置者以外のデータを活用して掘り起こし調査を実施する場合でも、本マニュアルに示した掘り起こし調査の手順に準じて実施することが望ましい。

## 2. 掘り起こし調査の手順

### (1) 調査フロー

掘り起こし調査の標準的な調査フローは次のとおりであり、I. 準備段階、II. アンケート調査段階、III. 電話確認・現地調査段階、IV. 未処理事業者の一覧表作成段階、V. 未処理事業者への指導等段階、VI. フォローアップ調査準備段階、VII. フォローアップ調査段階、VIII. フォローアップ調査後の電話確認・現地調査段階、IX. フォローアップ調査後の未処理事業者の一覧表作成段階、X. フォローアップ調査後の未処理事業者への指導等段階の10段階から構成される。





## (2) 調査内容

### I. 準備段階

#### ① アンケート調査対象事業者リストの整理

掘り起こし調査は、調査対象事業者に対し、PCB 使用製品の使用状況及び PCB 廃棄物の保管状況を、アンケート調査票を送付することにより直接照会する必要があり、まずは、当該調査票を送付すべきアンケート調査対象事業者リストを整理する必要がある。

調査対象事業者の選定に当たっては、一般に、PCB 使用製品が事業の用に供するものであることから、総務省「経済センサス基礎調査結果」を使用し、調査対象都道府県市内の事業者をもれなく調査することが前提となり得るが、平成 24 年度に「経済センサス基礎調査結果」を使用して環境省が関係自治体と連携し実施した掘り起こし調査によれば、変圧器・コンデンサーの保有（保管及び使用）事業者は、調査対象事業者の約 5% と極めて少ないことが明らかとなっている。

このため、平成 25 年度に環境省が関係自治体と連携し実施した掘り起こし調査においては、調査効率を向上するため、変圧器・コンデンサーの使用が明らかな電気事業法に基づく「自家用電気工作物設置者」を対象とした調査を実施することによって、調査対象事業者が全て変圧器・コンデンサーを保有していることとなり、平成 24 年度調査に比べ調査効率が大きく向上された。実際、調査対象事業者の約 46% から返信があったが、当該事業者の全てが変圧器・コンデンサーを保有していた。

これらを踏まえると、変圧器・コンデンサーの掘り起こしのアンケート調査対象事業者は、原則、「自家用電気工作物設置者」を対象とすることが適当である。

なお、平成 28 年の法改正に伴い、電気事業法上の電気工作物に該当する高濃度の PCB 使用製品については、電気事業法に基づき規制を行うこととなり、掘り起こし調査についても経済産業省が所管することとなったため、同事業者を対象とする PCB 廃棄物の掘り起こし調査について、情報共有等の連携を強化することが重要である。また、「自家用電気工作物設置者」リストの入手については、電気事業法を所管する経済産業省から提供を受けることになる（当面、環境省が提供を受け、各都道府県市に配布することとなる。）。

また、旧財団法人電気絶縁物処理協会が作成した「電気絶縁物処理協会台帳データ」（以下、「P 協データ」という。）を使用した掘り起こし調査についても、自家用電気工作物設置者に対する調査よりも PCB 含有電気工作物の発見割合が大きくなった例があり、一定の効果があると考えられる。P 協データは JESCO が保管し、データ整備を行っており、その整備状況及び入手方法については JESCO に問い合わせいただきたい。

上記の他、都道府県市内の全ての事業者への調査や自家用電気工作物設

置者を対象とする別のアンケート調査を実施する際に、併せて掘り起こし調査を行うことも効率的であるが、当該調査では、対象が限定される場合は、自家用電気工作物設置者以外の事業者等に対し、別途掘り起こし調査を実施することが適当である。

一方、PCBを使用した安定器の掘り起こし調査については、当該安定器は事業の用に供する施設で使用の可能性があることから、自家用電気工作物設置者以外の事業用建物を対象として補完的な調査を実施することが適当である。これについては「4. PCB 使用安定器の掘り起こし調査の手順」に記載する。

さらに、アンケート調査対象事業者以外の事業者に対しては、別途、PCB 廃棄物の計画的処理についての周知や普及啓発を行うことで、掘り起こし調査を補完することが可能と考えられる。

## ② アンケート調査対象事業者の選定

自家用電気工作物設置者においては、既に法に基づく届出がなされている場合が相当数あることから、効率的な調査を実施するため、①の工程により選定したアンケート調査対象事業者リストと法に基づく届出事業者リストとを照合することにより、法に基づく届出済みの事業者を除外し、法に基づく届出がなされていない事業者のみをアンケート調査対象事業者として選定する。

なお、「自家用電気工作物設置者」リストでは、同一設置者で複数の事業所を届出・管理している場合があるため、同一事業者の事業所を集約し整理することにより、効率的な調査が可能となる。

P 協データを使用する場合においても、同様に、調査対象事業者の選定及同一事業者の事業所の集約、整理を行うことが適当である。

## ③ アンケート調査票案の作成（調査項目の選定）

PCB 使用製品の使用状況及び PCB 廃棄物の保管状況、とりわけ JESCO での処理対象となる高濃度の PCB 使用製品及び PCB 廃棄物を掘り起こすことを目的に調査項目を選定する。

参考までに、環境省が平成 26 年度に関係自治体と連携し実施した掘り起こし調査の調査項目は次のとおりである（別添 1 参照）。

- a. 法に基づく届出の有無
- b. 変圧器やコンデンサーの保有の有無について
  - ・使用を終えて保管している変圧器やコンデンサー
  - ・使用中の変圧器やコンデンサー
- c. 変圧器、コンデンサー等の保有台数について
- d. 使用を終えて保管している安定器について
- e. PCB が含まれている安定器の使用について



## II. アンケート調査段階

### ④ アンケート調査依頼文及び調査票の作成・発送

各都道府県市において、アンケート調査依頼文及び調査票を作成し、アンケート調査対象事業者に発送する。

依頼文及び調査票には、事業者への注意喚起のため、PCB含有機器は法で、届出が義務付けられていること、定められた期限までに処理しなければならないこと、意図的に届出や処分をしない場合は罰則が適用されることなど、及び、各都道府県市の処分期間及び計画的処理完了期限並びに低濃度(微量)PCB廃棄物の処理期限を記載することが適当である。

なお、アンケート調査依頼文及び調査票には、調査の内容や記入方法等についての問合せ先を記載しておく必要があるとともに、銘板等による高濃度のPCB使用製品及びPCB廃棄物の判別方法について説明し、アンケート調査の返信に当たり、電気設備にむやみに近づかない旨の留意事項を記載しておく必要がある(別添2参照)。

また、「掘り起こし調査票の提出」を「法に基づく届出」と誤解する事業者が多く存在するため、事業者が誤解しないよう周知することが必要である。

### ⑤ アンケート調査票の回収・問合せ電話対応

アンケート調査依頼文及び調査票を受領した事業者からは、調査の内容や記入方法等についての問合せが多数寄せられることから、アンケート調査票を回収するとともに、調査票発送と同時にヘルプデスクを設置して電話問い合わせ対応を行うことが適当である。また、アンケート調査の概要等をホームページに掲載するとともに、ホームページURLを調査票等に掲載することも有効と考えられる。

ヘルプデスクの設置に当たっては、必要電話回線及び対応要員を確保するとともに、事前に想定問答を準備しておくことが望ましい(別添3参照)。

環境省がこれまで実施した掘り起こし調査におけるヘルプデスクでの問い合わせ電話対応件数及び調査票回収状況は以下のとおりである。

この結果、アンケート調査の調査票回収率は未達事業者を除き(有効事業者数)50%程度となっている。

ヘルプデスクでの問い合わせ電話対応件数

	対象事業者数	設置電話回線及び対応要員数	開設期間	問い合わせ件数
平成24年度調査	20,903件	5回線・5人	2週間	約400件
平成25年度調査	167,617件	10回線・10人	2週間	約5,000件
平成26年度調査	29,247件	5回線・5人	2週間	約900件
平成27年度調査	55,533件	10回線・10人	3週間	約1,600件

注記:(1) 対応要員数は、監督者及び交代要員を考慮すると2~3人の増員が必要である。

### 調査票回収状況

	対象事業者数	有効事業者数	回収事業者数	回収率
平成 24 年度調査	20,903 件	19,789 件	9,423 件	47.6%
平成 25 年度調査	167,617 件	145,548 件	77,306 件	53.1%
平成 26 年度調査	29,247 件	26,001 件	14,332 件	55.1%
平成 27 年度調査	55,533 件	50,954 件	32,651 件	64.1%

注記：(1) 有効事業者とは、未達事業者（不在郵便）以外の事業者をいう。

(2) 平成 24 年度調査の対象事業者は、総務省「平成 21 年経済センサス基礎調査結果」に基づいて選定した。

(3) 平成 25, 26, 27 年度調査の対象事業者は、経済産業省提供の「自家用電気工作物設置者リスト」に基づいて選定した。

(4) 平成 27 年度調査においては、フォローアップ調査（A 案：電話による回答督促）を実施しており、平成 25, 26 年度調査と比較して回収率が向上した。

### ⑥ アンケート調査結果データ入力・集計

アンケート調査結果を取りまとめるために、返信されたアンケート調査票の記載内容の入力・集計作業を行う。

## III. 電話確認・現地調査段階

### ⑦ アンケート調査結果に基づく掘り起こし調査

#### (i) 高濃度の PCB 使用製品保有（保管又は使用）事業者及び PCB 廃棄物保管事業者の調査

⑥において取りまとめた調査結果から、これまで都道府県市において把握されていない高濃度の PCB 使用製品保有事業者及び PCB 廃棄物保管事業者である可能性を考慮し、以下の類型に該当する事業者を抽出する。

- a. 法に基づく届出がなされていないにもかかわらず、高濃度の PCB 使用製品を保有又は PCB 廃棄物を保管している事業者
- b. 法に基づく届出がなされておらず、濃度不明の PCB 使用製品を保有又は PCB 廃棄物を保管している事業者
- c. 高濃度の PCB 使用製品を保有又は PCB 廃棄物を保管しているが、法に基づく届出がなされているか不明である事業者
- d. 濃度不明の PCB 使用製品を保有又は PCB 廃棄物を保管しており、法に基づく届出もなされているか不明である事業者

抽出後、事業者名称及び住所から法に基づく届出データとの照合を行い、法に基づく届出がなされている事業者を除外する。

残った事業者について、電話確認、現地調査等により、高濃度の PCB 使用製品及び PCB 廃棄物の保有状況を確認し、未処理の高濃度の PCB 使用製品保有事業者及び PCB 廃棄物保管事業者を整理する。

#### **⑥ (ii) PCB を使用した安定器の保有（保管又は使用）事業者の調査**

⑥において取りまとめた調査結果から、これまで都道府県市において把握されていない PCB を使用した安定器の保有事業者である可能性を考慮し、以下の類型に該当する事業者を抽出する。

- a. 法に基づく届出がなされていないにもかかわらず、PCB を使用した安定器を保有している事業者
- b. 法に基づく届出がなされておらず、PCB を使用しているか不明の安定器を保有している事業者
- c. PCB を使用した安定器を保有しているが、法に基づく届出がなされているか不明である事業者
- d. PCB を使用しているか不明の安定器を保有しており、法に基づく届出もなされているか不明である事業者

抽出後、事業者名称及び住所から法に基づく届出データとの照合を行い、法に基づく届出がなされている事業者を除外する。残った事業者について、電話確認、現地調査等により、PCB を使用した安定器の保有状況を確認し、未処理の PCB を使用した安定器の保有事業者を整理する。

#### IV. 未処理事業者の一覧表作成段階

##### **⑧ 未処理の高濃度の PCB 使用製品保有事業者及び PCB 廃棄物保管事業者台帳の作成**

未処理の高濃度の PCB 使用製品保有事業者及び PCB 廃棄物保管事業者の台帳を作成する。

- a. 事業者番号（都道府県市名＋番号（例：北海道 0001）とすることが望ましい）
- b. 事業者名称
- c. 連絡先
- d. PCB 使用製品又は PCB 廃棄物の種類（変圧器・コンデンサー・安定器等の別）
- e. PCB 使用製品又は PCB 廃棄物の容量、寸法、重量及び個数
- f. 使用中又は保管中の別
- g. 処理予定年月（後述） 等

#### V. 未処理事業者への指導等段階

##### **⑨ 未処理事業者への指導**

抽出した未処理の高濃度の PCB 使用製品保有事業者及び PCB 廃棄物保管事業者に対し、次のとおり、必要な指導等を行う。

- a. PCB 廃棄物保管事業者に対し、法に基づく届出指導

- b. 未処理の高濃度の PCB 使用製品保有事業者に対し、廃棄物となった場合、JESCO への処理委託を処分期間内に行う必要がある旨を伝達
- c. 未処理の高濃度の PCB 使用製品保有事業者及び PCB 廃棄物保管事業者に対し、処理予定年月の照会（⑧において作成する台帳記載事項）
- d. c. において把握した処理予定年月が JESCO の処分期間内において、一日でも早期に処理委託がなされるよう必要な指導

なお、未処理事業者に対する指導等は、電話確認、現地調査、立入検査等によることが想定されるが、それ以外の方法として、電気保安関係等の保管事業者と関係のある事業者団体等を通じて連絡・通知を図ることや、文書送付による連絡・通知を図ることなども考えられ、都道府県市の実情に応じた対応が有効であると考えられる。

#### **⑩ 電気関係報告規則届出データとの照合**

高濃度の PCB 使用製品を保有している事業者について、事業者名称及び住所から電気関係報告規則届出データとの照合を行い、高濃度の PCB が使用された自家用電気工作物を保有しているものの、電気関係報告規則に基づく届出がなされていない事業者を確認し、産業保安監督部から指導できるよう情報提供を行う。

なお、電気関係報告規則届出データは、平成 17 年 4 月 1 日付け環産発第 050401001 号「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づく届出制度と電気事業法に基づく届出制度の連携について」に基づき、各都道府県市の地域を所管する産業保安監督部から入手する。

#### **⑪ 未回答事業者への対応**

未達事業者（不在郵便）以外の未回答事業者（アンケート調査票の返信のなかった事業者）に対しては、電話連絡、文書送付等により、アンケート調査票の返信について督促を図る他、PCB 廃棄物の届出及び処分期間内における適正な処理についての普及啓發文書等による連絡・通知を図ることなども考えられ、都道府県市の実情に応じた対応が有効であると考えられる。

未回答事業者への対応として行うフォローアップ調査の基本的手法を以下に示す。

### **VI. フォローアップ調査準備段階**

フォローアップ調査は、アンケート調査における未回答事業者を対象とするものであり、アンケート調査の回収結果が判明した後に実施する。

#### **⑫ フォローアップ調査対象事業者の整理・確定**

アンケート調査における未回答事業者を調査対象とする。

## Ⅶ. フォローアップ調査段階

フォローアップ調査の方法は、(A案) 電話により回答を督促する方法と、(B案) 再度アンケート調査を行う方法が考えられる。

### (A案) 電話により回答を督促する方法

#### ⑬ A 電話番号の確認

未回答事業者の電話番号を確認する。電話番号が不明の場合は WEB 情報等により可能な範囲で電話番号を調査する。

#### ⑭ A 電話による回答督促

電話により、既に発送した「PCB 含有機器保有調査」に関して、調査票の回答をしていただいたかどうかの確認で連絡した旨伝えるとともに、調査の趣旨を説明し、回答の返信を督促する。

督促電話時においては、既に回答済みの事業者である場合も考えられることから、きめ細かな対応に留意する必要がある。また、調査票の再送付の要請がある場合には再送付する。

#### ⑮ A 調査票の回収

電話により調査に協力いただけると回答があった事業者から、調査票を回収する。

環境省がこれまで実施したフォローアップ調査 (A案) における調査票回収状況 (回答督促電話結果) は以下のとおりである。

調査票回収状況 (回答督促電話結果)

	回答督促電話開始前		回答督促電話終了後	
	未回答事業者数	有効回答事業者数	未回答事業者数	有効回答事業者数
平成 27 年度調査 (回答督促電話)	28,650 件	22,145 件	18,303 件	32,651 件
回答率	43.6%		64.1%	

### (B案) 再度アンケート調査を行う方法

#### ⑬ B フォローアップ調査票案の作成 (調査項目の選定)

アンケート調査で未回答であったことから、できるだけ簡便に PCB 使用製品の使用状況及び PCB 廃棄物の保管状況を確認することを目的に調査項目を選定する。

参考までに、環境省が平成 26 年度に関係自治体と連携し実施した未回答事業者に対するフォローアップ調査では、できるだけ簡便に回答・返信ができることを狙い、調査票に返信はがきを採用し、調査項目を次のとおりとした（別添 4 参照）。

- a. 法に基づく届出の有無
- b. 使用を終えて保管している変圧器やコンデンサー等及び PCB 機器の有無
- c. 使用中の変圧器やコンデンサー等及び PCB 機器の有無
- d. 使用を終えて保管している安定器について
- e. PCB が含まれている安定器の使用について

#### **⑭ B フォローアップ調査依頼文及び調査票（返信はがき）の作成・発送**

各都道府県市において、フォローアップ調査依頼文及び調査票（返信はがき）を作成し、フォローアップ調査対象事業者に発送する。

依頼文及び調査票には、事業者への注意喚起のため、PCB 含有機器は法及び基本計画で、届出が義務付けられていること、定められた期限までに処理しなければならないこと、意図的に届出や処分をしない場合は罰則が適用されることなど、及び、各都道府県市の処分期間及び計画的処理完了期限並びに低濃度（微量）PCB 廃棄物の処理期限を記載することが適当である。

なお、依頼文及び調査票（返信はがき）には、調査の内容や記入方法等についての問合せ先を記載しておく必要があるとともに、フォローアップ調査の返信に当たり、電気設備にむやみに近づかない旨の留意事項を記載しておく必要がある。

さらに、回答・返信がない場合には、電話による問い合わせをする場合がある旨を記載しておく必要がある（別添 5 参照）。

また、依頼文及び調査票（返信はがき）の発送にあたっては、発送前に事業者に対して電話で、フォローアップ調査の趣旨を伝えるとともに、調査への協力を要請することが有効である。

また、発送後に説明会を開催することも正確な回答を得る上で有効である。

#### **⑮ B フォローアップ調査票（返信はがき）の回収・問合せ電話対応**

フォローアップ調査票（返信はがき）を受領した事業者からは、調査の内容や記入方法等についての問合せが多数寄せられることから、フォローアップ調査票（返信はがき）を回収するとともに、ヘルプデスクを設置して電話問い合わせ対応を行うことが適当である。また、アンケート調査の概要等をホームページに掲載するとともに、ホームページ URL を調査票等に掲載することも有効と考えられる。

ヘルプデスクの設置にあたっては、必要電話回線及び対応要員を確保する

とともに、事前に想定問答を準備しておくことが望ましい（別添2参照）。

なお、フォローアップ調査において回答が得られない事業者に対しては電話確認、現地調査等を含むフォローアップ調査を、残りの処分期間を考慮し、可能な限り繰り返し実施することにより、連絡が取れない事業者は確実に減少することが見込めることから、限られた期間を有効に活用してフォローアップ調査を繰り返し実施することが重要である。

また、環境省がこれまで実施したフォローアップ調査（B案）におけるヘルプデスクでの問合せ電話対応件数及び調査票回収状況は以下のとおりである。

ヘルプデスクでの問合せ電話対応件数

	対象事業者数	設置電話回線 及び対応要員数	開設期間	問い合わせ件数
平成 26 年度調査 (フォローアップ調査)	13,833 件	5 回線・5 人	2 週間	約 500 件

注記：(1) 対応要員数については、監督者及び交代要員を考慮すると、2～3 人の増員が必要である。

調査票回収状況

	対象事業者数	有効事業者数	回収事業者数	回収率
平成 26 年度調査 (フォローアップ調査)	13,833 件	12,916 件	6,055 件	46.9%

注記：(1) 有効事業者とは、未達事業者（不在郵便）以外の事業者をいう。

(2) 平成 26 年度調査の対象事業者は、経済産業省提供の「自家用電気工作物設置者リスト」に基づいて実施した平成 25 年度アンケート調査における未回答事業者とした。

この結果、アンケート調査における未回答事業者を対象としたフォローアップ調査の調査票回収率は 50%程度となっており、アンケート調査の結果と合わせると全体の調査票回収率は 70～75%程度が見込まれる。

## ⑩ フォローアップ調査結果データ入力・集計

フォローアップ調査結果を取りまとめるために、返信されたフォローアップ調査票の記載内容の入力・集計作業を行う。

## VIII. フォローアップ調査後の電話確認・現地調査段階

### ⑰ フォローアップ調査結果に基づく掘り起こし調査

#### (i) 高濃度の PCB 使用製品保有（保管又は使用）事業者及び PCB 廃棄物保管事業者の調査

⑯において取りまとめたフォローアップ調査結果から、これまで都道府県市において把握されていない高濃度の PCB 使用製品保有事業者及び PCB 廃棄物保管事業者である可能性を考慮し、以下の類型に該当する事業者を抽出する。

- a. 法に基づく届出がなされていないにもかかわらず、高濃度の PCB 使用製品を保有又は PCB 廃棄物を保管している事業者
- b. 法に基づく届出がなされておらず、濃度不明の PCB 使用製品を保有又は PCB 廃棄物を保管している事業者
- c. 高濃度の PCB 使用製品を保有又は PCB 廃棄物を保管しているが、法に基づく届出がなされているか不明である事業者
- d. 濃度不明の PCB 使用製品を保有又は PCB 廃棄物を保管しており、法に基づく届出もなされているか不明である事業者

抽出後、事業者名称及び住所から法に基づく届出データとの照合を行い、法に基づく届出がなされている事業者を除外する。

残った事業者について、電話確認、現地調査等により、高濃度の PCB 使用製品及び PCB 廃棄物の保有状況を確認し、未処理の高濃度の PCB 使用製品保有事業者及び PCB 廃棄物保管事業者を整理する。

#### (ii) PCB を使用した安定器の保有（保管又は使用）事業者の調査

⑯において取りまとめたフォローアップ調査結果から、これまで都道府県市において把握されていない PCB を使用した安定器の保有事業者である可能性を考慮し、以下の類型に該当する事業者を抽出する。

- a. 法に基づく届出がなされていないにもかかわらず、PCB を使用した安定器を保有している事業者
- b. 法に基づく届出がなされておらず、PCB を使用しているか不明の安定器を保有している事業者
- c. PCB を使用した安定器を保有しているが、法に基づく届出がなされているか不明である事業者
- d. PCB を使用しているか不明の安定器を保有しており、法に基づく届出もなされているか不明である事業者

抽出後、事業者名称及び住所から法に基づく届出データとの照合を行い、法に基づく届出がなされている事業者を除外する。残った事業者について、電話確認、現地調査等により、PCB を使用した安定器の保有状況を確認し、未処理の PCB を使用した安定器の保有事業者を整理する。



## Ⅸ. フォローアップ調査後の未処理事業者の一覧表作成段階

### ⑱ フォローアップ調査結果に基づく未処理の高濃度の PCB 使用製品保有事業者及び PCB 廃棄物保管事業者台帳の作成

⑧で作成した台帳に、フォローアップ調査結果に基づく掘り起こし調査の結果を加え、最新の未処理の高濃度の PCB 使用製品保有事業者及び PCB 廃棄物保管事業者の台帳を作成する。

- a. 事業者番号（都道府縣市名＋番号（例：北海道 0001）とすることが望ましい）
- b. 事業者名称
- c. 連絡先
- d. PCB 使用製品又は PCB 廃棄物の種類（変圧器・コンデンサー・安定器等の別）
- e. PCB 使用製品又は PCB 廃棄物の容量、寸法、重量及び個数
- f. 使用中又は保管中の別
- g. 処理予定年月（後述） 等

## Ⅹ. フォローアップ調査後の未処理事業者への指導等段階

### ⑲ フォローアップ調査結果に基づく未処理事業者への指導

⑱で抽出した未処理の高濃度の PCB 使用製品保有事業者及び PCB 廃棄物保管事業者に対し、次のとおり、必要な指導等を行う。

- a. PCB 廃棄物保管事業者に対し、法に基づく届出指導
- b. 未処理の高濃度の PCB 使用製品保有事業者に対し、廃棄物となった場合、JESCO への処理委託を処分期間内に行う必要がある旨を伝達
- c. 未処理の高濃度の PCB 使用製品保有事業者及び PCB 廃棄物保管事業者に対し、処理予定年月の照会（⑱において作成する台帳記載事項）
- d. c. において把握した処理予定年月が JESCO の処分期間内において、一日でも早期に処理委託がなされるよう必要な指導

なお、未処理事業者に対する指導等は、電話確認、現地調査、立入検査等によることが想定されるが、それ以外の方法として、電気保安関係等の保管事業者と関係のある事業者団体等を通じて連絡・通知を図ることや、文書送付による連絡・通知を図ることなども考えられ、都道府縣市の実情に応じた対応が有効であると考えられる。

### ⑳ フォローアップ調査結果に基づく電気関係報告規則届出データとの照合

⑱で抽出した高濃度の PCB 使用製品を保有している事業者について、事業者名称及び住所から電気関係報告規則届出データとの照合を行い、高濃度の

PCB が使用された自家用電気工作物を保有しているものの、電気関係報告規則に基づく届出がなされていない事業者を確認し、産業保安監督部から指導できるよう情報提供を行う。

なお、電気関係報告規則届出データは、平成 17 年 4 月 1 日付け環廃産発第 050401001 号「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づく届出制度と電気事業法に基づく届出制度の連携について」に基づき、各都道府県市の地域を所管する産業保安監督部から入手する。

#### **㉑ フォローアップ調査結果に基づく未回答事業者への対応**

未達事業者（不在郵便）以外の未回答事業者（フォローアップ調査票の返信のなかった事業者）に対しては、電話連絡、文書送付等により、フォローアップ調査票の返信について督促を図る他、PCB 廃棄物の届出及び処分期間内における適正な処理についての普及啓發文書等による連絡・通知を図ることなども考えられるが、都道府県市の実情に応じて、Ⅶ. フォローアップ調査段階以降の作業を繰り返し実施することが有効であると考えられる。

#### **㉒ 未達事業者への対応**

未達事業者への対応としては、電話により事業者の存在を確認したのち、再度アンケート調査を行う方法が有効と考えられる。

電話番号が判明している未達事業者に対しては、電話により、既に発送した「PCB 含有機器保有調査」に関して、調査票が返送されてきたことから連絡した旨伝えるとともに、事業者の移転等の有無を確認する。事業者の存在が確認された場合には、調査の趣旨を説明し、調査への協力を依頼する。調査に協力いただける事業者に対して調査票を送付して回答を回収する。

電話番号が不明の未達事業者については、WEB 情報（地図、タウンページ等）等を活用して連絡先を調査し、連絡先が判明した事業者に対して、同様の方法により対応する。

### 3. 掘り起こし調査完了に向けた作業手順

掘り起こし調査については、各都道府県市において具体的な目標期日を定め、処分期間内に一日でも早く調査を終えることが求められている。

掘り起こし調査の完了に向けては、全ての調査対象事業者に対して、アンケート調査、電話確認、現地調査等何らかの方法により連絡を取り、高濃度 PCB 廃棄物及び高濃度 PCB 使用製品の有無の確認を実施することとする。

ここでいう調査対象事業者とは、「2. 掘り起こし調査の手順 (2) I ②アンケート調査対象事業者の選定」でいうアンケート調査対象事業者をいい、自家用電気工作物設置者から法に基づく届出済みの事業者を除外するとともに、必要に応じて複数の事業所を管理している事業者を集約整理した事業者をいう。この他、調査対象事業者のうち、明らかに高濃度 PCB 廃棄物及び高濃度 PCB 使用製品を保有していないと考えられる事業者については、調査対象事業者から除外することができる。

以降、掘り起こし調査完了に向けた作業においては、この調査対象事業者を基本として、進捗管理を行うものとする。

#### (1) 作業手順及び作業内容

全ての調査対象事業者に対する連絡の方法としては以下の手順が考えられ、これらの各段階について具体的な目標期日を定めて、掘り起こし調査を完了するよう取り組むことが求められる。

##### (a) 手順1 アンケート調査

全ての掘り起こし調査対象事業者に対して、アンケート調査を実施する。

アンケート調査の具体的な要領については、「2. 掘り起こし調査の手順」を参照のこと。

##### (b) 手順1-1 アンケート調査回答事業者に対する高濃度 PCB 廃棄物等確認調査

アンケート調査で回答が得られた事業者に対して、電話確認、現地調査等により高濃度 PCB 廃棄物及び高濃度 PCB 使用製品の有無の確認を実施する。

高濃度 PCB 廃棄物及び高濃度 PCB 使用製品の有無の確認は、機器の製造者、製造年、型式等の銘板情報により行うことになるが、現場確認の他、写真、台帳等による確認も有効である。

##### (c) 手順2 アンケート調査未回答事業者に対するフォローアップ調査

アンケート調査で回答が得られなかった事業者に対して、調査票の再送付、電話確認、現地調査等何らかの方法により連絡を取ってフォローアップ調査を実施する。

フォローアップ調査の具体的な要領については、「2. 掘り起こし調査の手順」

を参照のこと。

**(d) 手順 2-1 フォローアップ調査回答事業者に対する高濃度 PCB 廃棄物等確認調査**

フォローアップ調査で回答が得られた事業者に対して、「手順 1-1」と同様に、電話確認、現地調査等により高濃度 PCB 廃棄物及び高濃度 PCB 使用製品の有無の確認を実施する。

**(e) 手順 2-2 繰り返しフォローアップ調査**

アンケート調査及びフォローアップ調査において回答が得られない事業者に対しては、電話確認、現地調査等を含むフォローアップ調査を残りの処分期間を考慮した上で繰り返し実施する。

フォローアップ調査を繰り返し実施することにより、回答が得られない事業者は確実に減少することが見込めることから、限られた期間を有効に活用してフォローアップ調査を繰り返し実施することが重要である。

**(f) 手順 3 未達事業者に対する連絡先確認調査**

アンケート調査で宛先不在のため調査票が返送されてきた未達事業者に対して、地図情報検索、WEB 情報検索、電話情報検索、現地調査等何らかの方法により連絡先確認調査を実施する。

連絡先確認調査の方法としては、上記検索方法の他、地域の関係団体等の関係者の協力を得るなどして追跡するものとする。

連絡先確認調査で、移転、廃業等により明らかに存在が認められず、その後の行方も把握できない場合については、調査対象事業者から除外するものとする。

なお、移転・廃業が確認された場合でも、当時の役員等が持ち帰って自宅保管したり、他都道府県市に移動させている場合があるので、可能な範囲で調査する。

**(g) 手順 4 連絡先が確認できた未達事業者に対するアンケート調査**

未達事業者のうち連絡先が確認できた事業者に対して、アンケート調査を実施する。

アンケート調査の具体的な要領については、「2. 掘り起こし調査の手順」を参照のこと。

**(h) 手順 4-1 連絡先が確認できた未達事業者アンケート調査回答事業者に対する高濃度 PCB 廃棄物等確認調査**

連絡先が確認できた未達事業者に対するアンケート調査で回答が得られた事業者に対して、「手順 1-1」と同様に、電話確認、現地調査等により高濃度 PCB 廃棄物及び高濃度 PCB 使用製品の有無の確認を実施する。

**(i) 手順5 連絡先が確認できた未達事業者アンケート調査未回答事業者に対するフォローアップ調査**

連絡先が確認できた未達事業者に対するアンケート調査で回答が得られなかった事業者に対して、調査票の再送付、電話確認、現地調査等何らかの方法により連絡を取ってフォローアップ調査を実施する。

フォローアップ調査の具体的な要領については、「2. 掘り起こし調査の手順」を参照のこと。

**(j) 手順5-1 連絡先が確認できた未達事業者フォローアップ調査回答事業者に対する高濃度 PCB 廃棄物等確認調査**

連絡先が確認できた未達事業者に対するフォローアップ調査で回答が得られた事業者に対して、「手順1-1」と同様に、電話確認、現地調査等により高濃度 PCB 廃棄物及び高濃度 PCB 使用製品の有無の確認を実施する。

**(k) 手順5-2 連絡先が確認できた未達事業者に対する繰り返しフォローアップ調査**

連絡先が確認できた未達事業者に対するアンケート調査及びフォローアップ調査において回答が得られない事業者に対しては電話確認、現地調査等を含むフォローアップ調査を、残りの処分期間を考慮し、可能な限り繰り返し実施する。

フォローアップ調査を繰り返し実施することにより、連絡が取れない事業者は確実に減少することが見込めることから、限られた期間を有効に活用してフォローアップ調査を繰り返し実施することが重要である。

**(l) 手順6 文書による最終通知**

アンケート調査及びフォローアップ調査を繰り返し実施したにもかかわらず連絡が取れない事業者について、最終的な通知文書を送付する。

なお、最終的な通知は、手順5までで連絡が取れなかった事業者のみならず、その他事業者にも行うことで、調査漏れを防止することに一定の効果があると考えられる。

文書による最終的な通知を行うにあたっては、フォローアップ調査を繰り返し実施し、事前の連絡を十分実施しておくことが重要である。

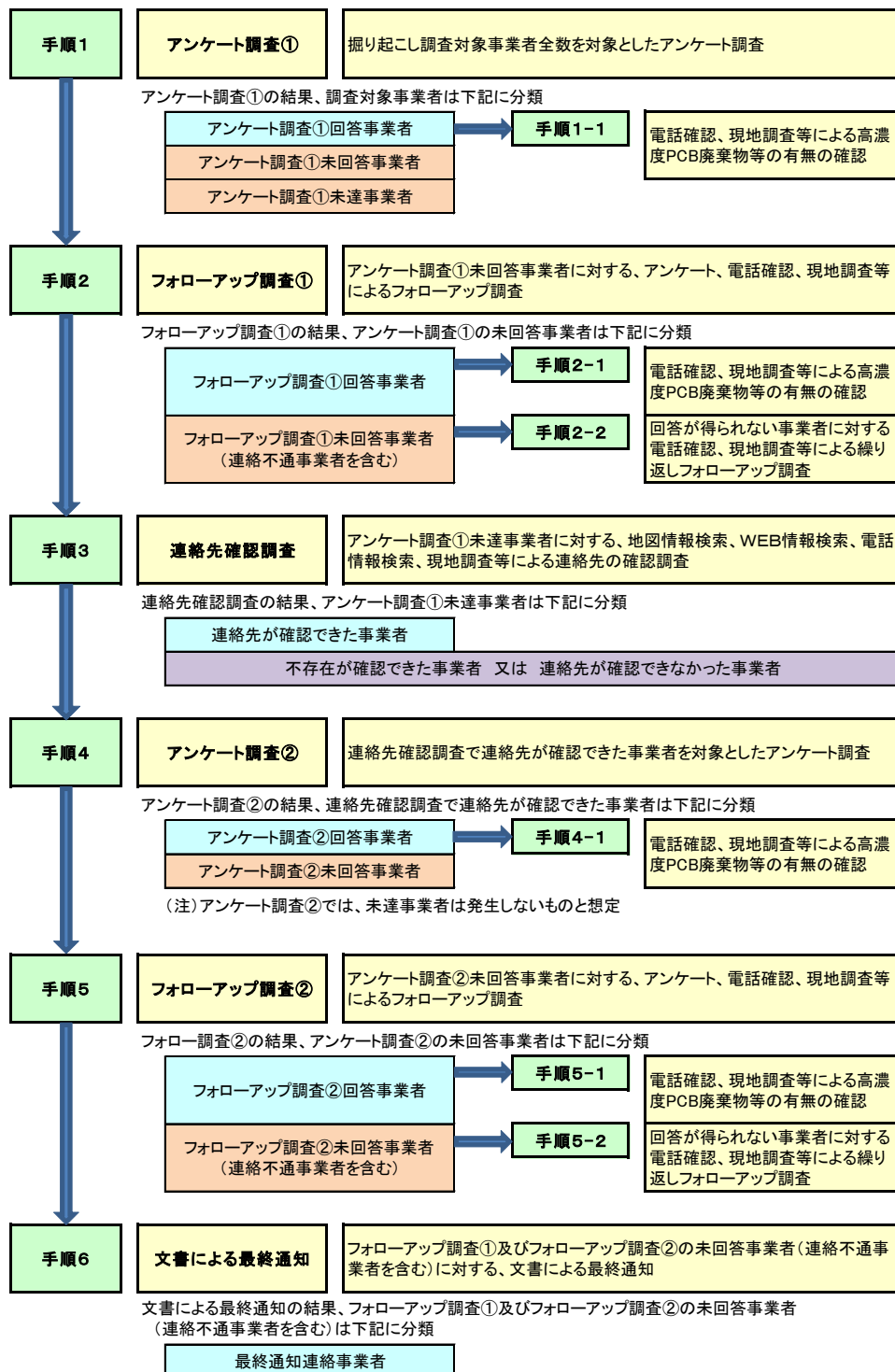
最終的な通知文書では、PCB 廃棄物は定められた期限までに処分しなければならないこと、高濃度 PCB 廃棄物の処理を行っている JESCO の操業には期限があり、高濃度 PCB 廃棄物は、計画的処理完了期限の1年前である処分期間を過ぎると、事実上処分することができなくなること、その場合、法に基づく改善命令が発出され、これに従わない場合には3年以下の懲役もしくは一千万円以下の罰金刑に処せられ、又はこれを併科されることになること等を説明するとともに、複数回

の連絡にも回答がなかったことから、高濃度 PCB 廃棄物及び高濃度 PCB 使用製品の掘り起こし並びに届出についての最終的な通知であることを明記することが必要である（別添6参照）。

また、最終通知文書は内容証明郵便で送付することも考えられる。

## (2) 作業手順フロー

作業手順の概略フローを以下に示す。



### (3) 掘り起こし調査の進捗管理と完了の考え方

掘り起こし調査の進捗は、調査対象の事業者総数に対してどれだけの事業者と連絡が取れ、回答が得られたことによって、管理することとする。

掘り起こし調査の進捗率は次式で算出する。

$$\text{掘り起こし進捗率} = \frac{a + d + h + j + l}{A - g} \times 100 \quad [\%]$$

算出にあたって使用する各作業段階における事業者数は以下のとおりとする。

#### ・掘り起こし調査対象事業者数

A = 電気工作物設置事業者数 (※)

(※) 自家用電気工作物設置者から必要に応じて法に基づく届出済みの事業者、複数の事業所を管理している事業者を集約整理した事業者、明らかな調査対象外の事業者、他の調査により既に高濃度 PCB 廃棄物及び高濃度 PCB 使用製品の有無が確認できている事業者等開始時点で調査対象外とした事業者を除外した数

新たに調査を行う等により対象事業者を追加した場合を除き、これ以降変更しない。

#### ・手順1 アンケート調査

a = アンケート調査回答事業者数

b = アンケート調査未回答事業者数

c = アンケート調査未達事業者数

#### ・手順2 アンケート未回答事業者に対するフォローアップ調査

d = フォローアップ調査回答事業者数 :

e = フォローアップ調査未回答事業者数 (連絡不通事業者を含む) :

#### ・手順3 未達事業者に対する連絡先確認調査

f = 連絡先 (存在) が確認できた事業者数 :

g = 連絡先 (存在) が確認できなかった事業者数 :

#### ・手順4 連絡先が確認できた事業者に対するアンケート調査

h = 連絡先が確認できた事業者アンケート調査回答事業者数

i = 連絡先が確認できた事業者アンケート調査未回答事業者数

連絡先が確認できた事業者アンケート調査未達事業者数【0のはず】

#### ・手順5 連絡先が確認できた事業者に対するフォローアップ調査

j = 連絡先が確認できた事業者フォローアップ調査回答事業者数 :

k = 連絡先が確認できた事業者フォローアップ調査未回答事業者数 :

#### ・手順6 文書による最終的な通知

l = 最終通知連絡事業者数 :

手順1 から手順5 までの作業の間は、掘り起こし調査の進捗率は調査対象事業

者総数に対する回答が得られた事業者の割合を示すこととなり、掘り起こし調査においてはこれを向上させるべく取り組むことが望まれるが、進捗率の向上以上に、調査対象事業者における高濃度 PCB 廃棄物及び PCB 使用製品の有無を確認することが重要である。

手順5までで進捗率が100%になることが望ましいが、これが困難な場合、手順6の文書による最終的な通知により全ての調査対象事業者に対して、連絡を取ったこととする。

掘り起こし調査にあたっては、各地域の処分期間及び計画的処理完了期限を踏まえ、各作業手順の実施計画を定めるとともに具体的な調査完了の目標期日を定め、処分期間内に一日でも早く掘り起こし調査を終えることが求められる。



## 4. PCB 使用安定器の掘り起こし調査の手順

PCB 使用安定器の掘り起こし調査については、当該安定器は事業の用に供する施設で使用の可能性があることから、「自家用電気工作物設置者」に対してアンケート調査することに加えて、事業用建物を対象として以下の手順で調査を実施することが適当である。

### (1) 調査対象事業者リストの入手

PCB 使用安定器は、昭和 32 年（1957 年）から昭和 47 年（1972 年）の間に製造され、昭和 52 年（1977 年）3 月以前に建てられた建物に設置された可能性があることから、その掘り起こし調査は、昭和 52 年 3 月以前に建てられた事業用建物を対象として実施するものとする。

このため、調査対象事業者リストとして、昭和 52 年 3 月以前に建てられた事業用建物及びその所有者のリストを入手する必要があり、これらの情報源としては登記簿（不動産登記簿のうち建物登記簿）又は固定資産課税台帳（家屋課税台帳）がある。それぞれ以下の方法により情報を入手することができると考えられる。

#### 【登記簿の場合】

管轄の地方法務局に、地域（地番）で抽出した建物の建物登記簿情報の提供を依頼することにより入手する。

法務局の建物登記情報には建物の建築年次は含まれていないため、昭和 52 年 3 月以前に建てられた建物及び所有者については、登記年次で抽出することになるが、法務局ではシステム上登記年次による抽出ができないことから、地域（地番）で抽出した情報を入手する。

入手した建物登記情報からの調査対象事業者の選定については、次項に示す。

#### 【家屋課税台帳の場合】

市町村税担当課に、昭和 52 年 3 月以前に建てられた建物について、登記簿と同一の内容が登録されている家屋課税台帳情報の提供を依頼することにより入手する。

いずれの場合においても、情報提供依頼にあたっては、その利用目的（PCB 使用安定器の設置状況の実態把握のための調査票送付及び適正処理の指導）及び利用する情報（登記家屋の所在地・家屋番号・所有者氏名・表示登記年月日・登記原因事由・種類及び所有者の住所）を明らかにすることが必要である。

また、長期の工事期間が想定される大規模施設については、竣工が昭和 52 年 4 月以降であっても PCB 使用安定器が使用されている可能性があり、個別に調査対象を拡げることに留意する。

また、総務省統計局「経済センサスー基礎調査結果」又は総務省・経済産業省「経済センサスー活動調査結果」及び情報通信会社が提供する事業者情報等を活用して掘り起こし調査を実施することも考えられる。

#### 【経済センサスの場合】

総務省統計局「経済センサスー基礎調査結果」又は総務省・経済産業省「経済センサスー活動調査結果」の入手に際しては、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 33 条の規定に基づき、情報の提供の申出を行うことになるが、提供を依頼する情報項目は、事業所の名称、電話番号、所在地及び開設時期を必須とする。必要に応じて、従業者数、事業の種類等を依頼することも可能である。

総務省統計局「経済センサスー基礎調査結果」又は総務省・経済産業省「経済センサスー活動調査結果」には建物の建築年次は含まれていないため、昭和 52 年 3 月以前に建てられた建物及び所有者については、開設時期で抽出することになるが、入手した情報からの調査対象事業者の選定については、次項に示す。

#### 【情報通信会社提供情報の場合】

情報通信会社が提供する事業者情報等については、一般的に、事業者名、住所及び電話番号のみが入手可能情報であって、現時点で実在する事業者に関する情報であるため、調査票が未達となることは少ないものと考えられるが、建物の建築年次や事業所の開設時期については入手できないことに留意する必要がある。

ただし、情報通信会社によっては、年次の古い（例えば昭和 64 年）登録データを入手することが可能であり、調査対象を絞り込むことが可能となるものと考えられる。この場合でも最新のデータと電話番号で突合されており、廃業している事業者は除外され、住所データは新しくなっていることから、調査票の未達事業者は少ないものと考えられる。

以上、4 種類の情報源について記載したが、それぞれにメリット・デメリットがあることから、次頁「各情報源の特性について」に取りまとめた。これを参考に、使用する情報源を選択することが適当である。また、複数の情報源を組み合わせることで各情報源のデメリットを補完することも有効と考えられる。

【各情報源の特性について】

	登記簿	家屋課税台帳における 登記に係る情報	経済センサス 基礎調査結果又は活動調査結果	情報通信会社提供情報
① データ入手、 リスト整備、 利用の容易性	(昭和52年3月以前建設建物) <ul style="list-style-type: none"> <li>• 入手に費用はかからないが、時間がかかる。</li> <li>• データ整備が非常に難しく情報処理会社へ相談する事が望ましい。</li> <li>• 送付先は住所表記であるが、対象場所は地番表記。</li> <li>• 電話番号の記載が無く、電話督促が出来ない。</li> </ul>	(昭和52年3月以前建設建物) <ul style="list-style-type: none"> <li>• 入手に費用はかからない。</li> <li>• 市町村が独自に調査して更新し、登記簿と同一の内容ではなくなっている場合は入手が難しい。</li> <li>• データ整備は比較的容易。</li> <li>• 送付先は住所表記であるが、対象場所は地番表記。</li> <li>• 電話番号の記載が無く、電話督促</li> </ul>	(昭和59年以前開設事業所) <ul style="list-style-type: none"> <li>• 入手は比較的容易。</li> <li>• データ整備はほぼ不要。</li> <li>• 電話番号の記載がある。</li> </ul>	(昭和64年登録事業所) <ul style="list-style-type: none"> <li>• 入手は容易だが費用を要する。</li> <li>• データ整備はほぼ不要。</li> <li>• 電話番号の記載がある。</li> </ul>
② 真の対象者が 含まれない可 能性	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 登記漏れ事業者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 登記漏れ事業者</li> <li>• 学校法人、宗教法人等、地方税法第348条に定める固定資産税の非課税物件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 昭和59年より後に開設し、昭和52年3月以前の建物を持っている事業者</li> <li>• 休業事業所、廃業事業所</li> <li>• 調査時に夜逃げした事業所</li> <li>• 管理人室がない共同住宅</li> <li>• 経済センサス基礎調査未回答事業者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 昭和64年より後に電話帳登録を行っている、昭和52年3月以前の建物を持っている事業者</li> <li>• 休業事業所、廃業事業所、夜逃げ事業所、移転して電話番号が変更されている事業所</li> <li>• 共同住宅</li> <li>• 電話帳登録をしていない事業所(他社回線を使用、携帯のみ使用)</li> <li>• 電話帳登録を拒否している事業所</li> <li>• 1つの電話番号で複数の事業所を運営している場合</li> </ul>
③ 真の対象者で ない者が含ま れる可能性	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 事業用施設以外の建物所有者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 事業用施設以外の建物所有者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 昭和59年以前に開設しているが、昭和52年3月以前の建物を持っていない事業者。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 昭和64年以前に電話帳登録しているが、昭和52年3月以前の建物を持っていない事業者。</li> </ul>
④ 未達となる可 能性	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 所有者自身で情報変更を届け出ることが、していない場合は未達となり、未達率は比較的高め。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 自治体で情報更新をしているが、更新漏れがある場合は未達となる可能性がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• データは5年ごとに更新されている。調査時に廃業・倒産した事業者あるいはこの間に住所、法人名等に変更が生じている事業者は未達となる可能性がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• データは毎月更新している。データ取得時点から調査票到着までの間に、廃業・倒産した事業者あるいは住所、法人名等に変更が生じている事業者は未達となる可能性があるが、未達率はかなり低い。</li> </ul>

また、平成 29 年度 PCB 使用安定器掘り起こしモデル調査では、情報源として、登記簿、家屋課税台帳、平成 26 年経済センサスー基礎調査結果、情報通信会社提供情報の 4 種類を使用して調査を行った。モデル調査の結果から得られた知見を以下に示す。

#### 平成 29 年度 PCB 使用安定器掘り起こしモデル調査結果より

##### ○情報源について

どの情報源からも PCB 使用安定器が「あり」と回答した事業者が掘り起こされたことから、各情報源の特性を踏まえて使用する情報源を選択するとともに、複数の情報源を組み合わせて補完することも有効と考えられる。

##### ○建物用途について

「居宅兼〇〇」等、用途が居宅と事業用建物を兼ねている建物から PCB 使用安定器「あり」と回答した事業者があり、調査対象に含めることが適当であることが確認された。

また、用途が倉庫である建物からも、PCB 使用安定器が見つかった事例があった。

##### ○回答拒否の理由について

電話による督促時には、調査の内容や方法が難しく、分かりにくいことや、忙しい、面倒等の理由から、回答を拒否する調査対象者もいた。このため、調査票、別紙、調査方法をできる限り簡素化するとともに、調査の趣旨、方法、重要性が分かりやすく伝わるようにすることが重要である。

##### ○ヘルプデスクへ寄せられた質問・意見について

ヘルプデスクへ寄せられた質問や意見には、調査の内容や方法が難しい、わからないということのほか、建物の建築年次や用途が調査対象に該当しない方からの問い合わせも多かった。このため、調査票に本来の調査対象者かどうかを確認する設問を設けるのが適当である。

##### ○督促について

経済センサスー基礎調査結果、情報通信会社提供情報には電話番号の記載があり、電話による督促が可能であった。登記簿、家屋課税台帳には電話番号の記載がなく、情報通信会社提供情報を用いて電話番号を付与したが、一致したのは 3 割程度であった。

## (2) 調査対象事業者の選定

### (2-1) 選定方法

法務局から入手した建物登記情報については、情報入手後、昭和 52 年 3 月以前に建てられた建物及び所有者を調査対象事業者として選定する必要があるが、選定にあたっては、建物登記情報には建築年次は含まれていないため、代わりに昭和 52 年 3 月以前に登記された建物及び所有者を抽出し、調査対象事業者として選定するものとする。

建物登記簿情報及び家屋課税台帳情報においては建物の種類が記載されているが、「居宅」については PCB 使用安定器が設置されている可能性はないことから、調査対象事業者から除外するものとする。

建物の種類は法務局によって多岐にわたっており、「居宅・店舗」、「居宅・事務所」のように居宅と事業用建物を兼ねていて PCB 使用安定器の使用の可能性がある場合は調査対象とし、「物置」、「車庫」のように居宅に付随しており PCB 使用安定器の使用の可能性がないと考えられる場合は調査対象から除外する等、各自治体で判断して選定する。

また、「共同住宅」については後述のとおり別途マンション管理業者及び賃貸住宅管理者を対象に調査することが効果的であることから、これらについては管理業者等を調査対象事業者とする。

さらに、既に法に基づく保管状況届出がある事業者、自家用電気工作物設置者等過去に掘り起こし等により調査済みの事業者等を調査対象事業者から除外することで調査の合理化を図る。

なお、建物登記簿情報及び家屋課税台帳情報では、同一事業者で複数の物件を登記している場合があるため、同一事業者の物件を集約し整理することにより、効率的な調査が可能となる。

建物登記簿情報及び家屋課税台帳情報では建物は地番表示であるが、所有者情報は住居表示であることから、調査票の発送は所有者宛に発送することで対応する。

所有者が共有で複数存在する場合は、筆頭所有者を調査対象事業者とする。

住居表示が古く、現在の住所が分からない場合は、連絡先が確認できない事業者として調査対象から除外することになるので、都度適切に判断して処置する。

マンション等の共同住宅については、共用部の照明に PCB 使用安定器が使用されていることが想定されるため、各戸の所有者ではなくマンション管理業者及び賃貸住宅管理者を調査対象事業者に選定することが適当である。マンション管理業者及び賃貸住宅管理者はインターネットで建設業者・宅建業者等企業情報検索システム (<http://etsuran.mlit.go.jp/TAKKEN/mansionInit.do>) を利用し抽出・選定する。

なお、共同住宅を除外せず、建物の所有者（オーナー）に調査票を送付すること

も可能である。その場合、マンションについては共用部の安定器についての調査が必要となることから、マンション管理業者を対象とした調査が必要になる。

総務省統計局「経済センサス基礎調査結果」又は総務省・経済産業省「経済センサス活動調査結果」を利用する場合は、建物の建築年次を把握することは不可能であるが、代わりに事業所の開設時期で調査対象を絞り込むことにより効率的な調査が可能になると考えられることから、都度適切に判断して処置する。なお、経済センサス基礎調査は平成 21、26 年に、経済センサス活動調査は平成 24、28 年に実施されているが、いずれの調査においても開設時期の選択項目として『昭和 59 年以前』が設定されており、開設時期が昭和 59 年以前の事業所を抽出することができるため、調査対象を大幅に絞り込むことが可能となるものと考えられる。

掘り起こし調査の回収率を上げる方法としては、調査対象を出来るだけ絞り込むことが有効である。比較的高い回答率が得られた自治体で行われた絞り込みの事例を以下に参考に紹介する。

#### 調査対象事業者の選定方法の事例（平成 29 年度）

##### 豊田市の事例

###### (1) 調査対象事業者の選定

- 家屋課税台帳（昭和 52 年 3 月以前の建物：7,266 件）を使用
- 法人／個人区分を活用  
法人（1,601 件）は全数調査対象  
個人（5,665 件）のうち 100m<sup>2</sup>以上の建物（2,017 件）を調査対象
- 調査済事業者及び建物用途のうち居宅を除外
- 最終調査対象物件数 2,137 件
- 送付先事業者数 1,600 件

###### (2) アンケート調査票回収率

- 1 回目の回収率：53%
- はがきによる督促後の累計回収率：72%

###### (3) その他の情報

- 読み易さを重視した調査票とした。
- 調査票とともに建物リストを送付し、該当する建物番号を記入する調査票とした。

##### 豊橋市の事例

###### (1) 調査対象事業者の選定

- 家屋課税台帳と経済センサス基礎調査結果をそれぞれ使用
- 家屋課税台帳 昭和 52 年 3 月以前の建物送付対象件数：1,787 件
- 経済センサス 従業員数 20 名以上の事業所送付対象件数：1,850 件

###### (2) アンケート調査票回収率

- 家屋課税台帳 1 回目の回収率：36%  
2 回目の累計回収率：47%
- 経済センサス 1 回目の回収率：49%  
2 回目の累計回収率：71%

###### (3) その他の情報

- ○を付けるだけで回答できる設問を多くし、答えやすい調査票とした。
- 1 回目のアンケート調査から 2 回目のフォローアップ調査への移行を直ちに行った。
- 電話対応を丁寧に実施した。

## (2-2) 地図情報の活用

建物登記簿情報及び家屋課税台帳情報を基に調査を行う場合、調査対象の建物所在地が地番表示であるため、訪問調査の際に場所を特定できない可能性がある。この場合、地図情報会社が出版している地図帳や公図、自治体で所有している地番図を活用し、地番から住居表示へ変換することが効果的であると考えられる。

また、地図情報会社への委託業務として、アンケート調査の未回答者や、PCBを保管しているとされる建物を色で分類して記した地図を作成することも、訪問調査に有効であると考えられる。

## (3) アンケート調査及び回答事業者に対する PCB 使用安定器確認調査

### (3-1) アンケート調査票及び調査依頼文の作成

調査対象事業者に送付するアンケート調査票及び調査依頼文を作成する。

アンケート調査票は、PCB 使用安定器を掘り起こすことを目的に、その保管或いは使用の状況が把握できるよう調査項目を選定し作成する。

参考までに、想定される調査項目の一例を以下に示す（別添 7 参照）。

- a. 事業所における照明器具（蛍光灯、水銀灯、ナトリウム灯を指します。）の設置について
- b. 昭和 52 年 4 月以降の照明器具の交換工事について
- c. 交換工事で取り外した照明器具の安定器について
  - (a) PCB 使用安定器の有無について
  - (b) PCB 使用安定器の届出、処分の状況について
  - (c) PCB の使用が不明な安定器の処置について
- d. 交換工事を実施していない照明器具について
  - (a) PCB 使用安定器の有無について
  - (b) PCB 使用安定器の届出の状況について

なお、PCB 使用安定器の届出、処分の状況についての設問は各自治体の判断により削除して調査することも検討する。

別添 7 の調査票は該当の項目が簡素化されているが、必要な場合は適宜項目、例えば、調査対象建物の数、名称、それぞれの建築年次、各調査対象建物に設置されていた安定器の個数、調査実施方法等を追加して調査することも検討する。

また、モデル調査の結果から、使用する情報源により本来の調査対象ではない事業者または一般の方が含まれるため、所有物件の建築時期や用途を問う設問を設けることで、本来の調査対象者かどうかをはじめに確認することが重要であるとともに、自治体の実施した調査結果から、調査票をできるだけ回答が容易なものにすることで回収率が上昇すると考えられる。これらを考慮した調査票（改訂版）の一例を別添 8 に示す。別添 8 では、アンケート調査では最低限、PCB 使用安定器を使用または保管している未処理事業者であることがわかればよいとの趣旨で、安定器の数、不明の理由等の経緯の詳細、届出の状況等については、アンケートの設問を省

略し、未処理の調査対象者への電話確認、現地調査、立入検査等の際に確認することを想定している。

アンケート調査依頼文には、事業者への注意喚起のため、PCB 使用安定器は法で届出が義務付けられていること、定められた期限までに処理しなければならないこと、意図的に届出や処分をしない場合は罰則が適用されることなど、及び、各都道府県市の処分期間を記載することが適当である。

調査依頼文についても、できるだけ簡素化しわかりやすくすることが有効と考えられる。一例を別添 9 に示す。

なお、アンケート調査依頼文及び調査票には、調査の内容や記入方法等についての問合せ先を記載しておく必要があるとともに、銘板等による PCB 使用安定器の判別方法について説明し、アンケート調査の返信に当たり、照明設備を管理する電気工事業者や専門の調査会社等に相談する、ビル管理法の対象でメンテナンス会社が常駐しているようなビルではメンテナンス会社に確認する等の留意事項を記載しておく必要がある。

また、事前に電気工事業者、専門の調査会社、ビルメンテナンス会社等の業界団体の地区支部や都道府県の組合、協会等に周知、協力を依頼し、調査対象者が容易に相談出来るように、相談先として各団体の連絡先を別紙等へ記載することも考えられる。

調査依頼文、調査票（別紙を含む）等には、保管事業者の調査協力の負担軽減を図るため、建物の竣工図書、過去に実施した調査の記録等、既に作成されている書類がある場合には、まずそれを確認し、それをもとに PCB 使用安定器の有無を判断することを記載することも重要である。

また、「掘り起こし調査票の提出」を「法に基づく届出」と誤解する事業者が多く存在するため、事業者が誤解しないよう周知することが必要である。

### **(3-2) 調査票発送前の周知活動**

PCB や安定器など、調査対象者にとって聞き慣れない言葉が記載された調査票を送付することから、事前に周知活動をすることが重要である。周知活動としては、チラシの配布、テレビコマーシャル、電気工事業者、専門の調査会社、ビルメンテナンス会社等の業界団体の地区支部や都道府県の組合、協会等への周知、協力依頼等が挙げられる。

また、調査票等の発送物に、分かりやすいチラシを同封することも有効である。

### **(3-3) アンケート調査票の発送及び問合せ対応**

アンケート調査対象事業者にアンケート調査依頼文及び調査票を発送する。

アンケート調査依頼文及び調査票を受領した事業者からは、調査の内容や記入方法等についての問合せが多数寄せられることから、調査票発送と同時にヘルプデスクを設置して電話問い合わせ対応を行うことが適当である。また、アンケート調査



の概要等をホームページに掲載するとともに、ホームページ URL を調査票等に掲載することも有効と考えられる。

ヘルプデスクの設置に当たっては、必要電話回線及び対応要員を確保するとともに、事前に想定問答を準備しておくことが望ましい。

また、事業者からの問い合わせ時に、建物の建築年次、PCB 使用安定器の有無等、設問の回答を聴き取ることで、回収率を向上させることも有効と考えられる。

### **(3-4) 電話、ハガキによる回答督促**

調査票回収期限を過ぎても調査票の返送がされない事業者については、電話またはハガキによる回答督促を行う。

電話による督促を行う場合は、ヘルプデスクでの問い合わせ対応時と同様、設問の回答を聴き取ることで回収率を向上させることも有効と考えられる。実際にそのように電話督促を行って回答率を約 90%まで向上させた自治体がある。

ハガキによる督促を行う場合は対象者の注意を引くため、意図的に届出や処分をしない場合には改善命令や罰則が適用されることなどを注記することも有効と考えられる。

### **(3-5) アンケート調査票の回収及びデータ入力・集計**

返信されたアンケート調査票の記載内容の入力・集計作業を行い、アンケート調査結果を取りまとめる。

### **(3-6) アンケート回答事業者に対する PCB 使用安定器確認調査**

アンケート調査で回答が得られた事業者に対して、電話確認、現地調査等により PCB 使用安定器の有無の確認を実施する。

PCB 使用安定器の有無の確認は、安定器の製造者、製造年、型式等の銘板情報により行うことになるが、現場確認の他、写真、台帳等による確認も有効である。

## **(4) アンケート調査未回答事業者に対するフォローアップ調査及びフォローアップ調査回答事業者に対する PCB 使用安定器確認調査**

### **(4-1) フォローアップ調査**

アンケート調査で回答が得られなかった事業者に対して、調査票の再送付、電話確認、現地調査等何らかの方法により連絡を取ってフォローアップ調査を実施する。具体的な要領については、「2. 掘り起こし調査の手順」を参考にすること。

調査対象事業者（建物所有者）の住所が県外（市外）の場合は、電話番号を調査し、電話による調査で対応する。電話番号が確認できない場合は調査対象から除外する。

現地調査で、高所作業のための技術や道具・装備が必要な場合は、電気工事士の資格を有している業者に行わせることを検討する。

#### **(4-2) フォローアップ調査回答事業者に対する PCB 使用安定器確認調査**

フォローアップ調査で回答が得られた事業者に対して、電話確認、現地調査等により PCB 使用安定器の有無の確認を実施する。

#### **(4-3) 繰り返しフォローアップ調査**

アンケート調査及びフォローアップ調査において回答が得られない事業者に対しては、電話確認、現地調査等を含むフォローアップ調査を残りの処分期間を考慮した上で繰り返し実施する。

フォローアップ調査を繰り返し実施することにより、回答が得られない事業者は確実に減少することが見込めることから、限られた期間を有効に活用してフォローアップ調査を繰り返し実施することが重要である。

#### **(5) 未達事業者に対する連絡先確認調査**

アンケート調査で宛先不在のため調査票が返送されてきた未達事業者に対して、地図情報検索、WEB 情報検索、電話情報検索、現地調査等何らかの方法により連絡先確認調査を実施する。

連絡先確認調査の方法としては、上記検索方法の他、地域の関係団体等の関係者の協力を得るなどして追跡するものとする。

連絡先確認調査で、移転、廃業等により明らかに存在が認められず、その後の行方も把握できない場合については、調査対象事業者から除外するものとする。

なお、移転・廃業が確認された場合でも、当時の役員等が持ち帰って自宅保管したり、他都道府県市に移動させている場合があるので、可能な範囲で調査する。

#### **(6) 連絡先が確認できた未達事業者に対するアンケート調査及び回答事業者に対する PCB 使用安定器確認調査**

未達事業者のうち連絡先が確認できた事業者に対して、アンケート調査を実施するとともに、アンケート調査で回答が得られた事業者に対して、電話確認、現地調査等により PCB 使用安定器の有無の確認を実施する。

アンケート調査及び PCB 使用安定器確認調査の具体的な要領については、「3. アンケート調査の実施及び回答事業者に対する PCB 使用安定器確認調査」を参照のこと。

#### **(7) 連絡先が確認できた未達事業者に対するアンケート調査の未回答事業者に対するフォローアップ調査及びフォローアップ調査回答事業者に対する PCB 使用安定器確認調査**

##### **(7-1) フォローアップ調査**

連絡先が確認できた未達事業者に対するアンケート調査で回答が得られなかつ

た事業者に対して、調査票の再送付、電話確認、現地調査等何らかの方法により連絡を取ってフォローアップ調査を実施する。

フォローアップ調査の具体的な要領については、「2. 掘り起こし調査の手順」を参考にすること。

#### (7-2) フォローアップ調査回答事業者に対する PCB 使用安定器確認調査

連絡先が確認できた未達事業者に対するフォローアップ調査で回答が得られた事業者に対して、電話確認、現地調査等により PCB 使用安定器の有無の確認を実施する。

#### (7-3) 繰り返しフォローアップ調査

連絡先が確認できた未達事業者に対するアンケート調査及びフォローアップ調査において回答が得られない事業者に対しては、電話確認、現地調査等を含むフォローアップ調査を残りの処分期間を考慮した上で繰り返し実施する。

フォローアップ調査を繰り返し実施することにより、回答が得られない事業者は確実に減少することが見込めることから、限られた期間を有効に活用してフォローアップ調査を繰り返し実施することが重要である。

#### (8) 文書による最終通知

アンケート調査及びフォローアップ調査を繰り返し実施したにもかかわらず連絡が取れない事業者について、最終的な通知文書を送付する。

なお、最終的な通知は、連絡が取れなかった事業者のみならず、その他事業者にも行うことで、調査漏れを防止することに一定の効果があると考えられる。

文書による最終的な通知を行うにあたっては、フォローアップ調査を繰り返し実施し、事前の連絡を十分実施しておくことが重要である。

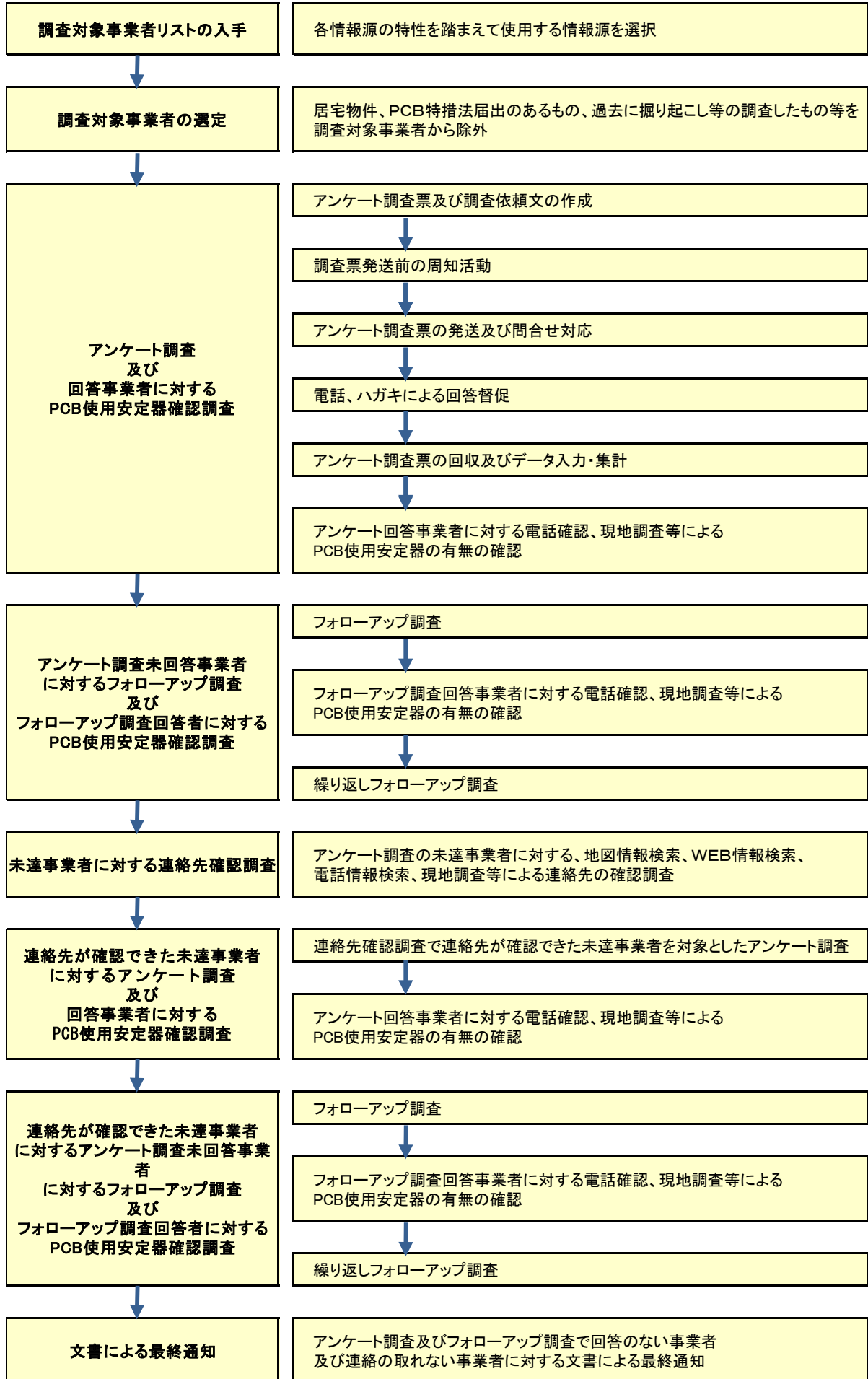
最終的な通知文書では、PCB 廃棄物は定められた期限までに処分しなければならないこと、高濃度 PCB 廃棄物の処理を行っている JESCO の操業には期限があり、高濃度 PCB 廃棄物は、計画的処理完了期限の1年前である処分期間を過ぎると、事実上処分することができなくなること、その場合、法に基づく改善命令が発出され、これに従わない場合には3年以下の懲役もしくは一千万円以下の罰金刑に処せられ、又はこれを併科されることになること等を説明するとともに、複数回の連絡にも回答がなかったことから、高濃度 PCB 廃棄物及び高濃度 PCB 使用製品の掘り起こし並びに届出についての最終的な通知であることを明記することが必要である(別添10参照)。

また、最終通知文書は内容証明郵便で送付することも考えられる。

#### (9) 作業手順フロー

作業手順の概略フローを次頁に示す。

PCB使用安定器掘り起こし調査フロー



## PCB含有電気機器の保有に関する調査票

PCB含有電気機器等は、PCB廃棄物特別措置法で定められた期限までに処理しなければなりません。

- ○○都道府県市内の  
高濃度PCB廃棄物の処分期間及び計画的処理完了期限
  - PCB使用変圧器・コンデンサー等
    - 処分期間 : 平成○○年3月31日
    - 計画的処理完了期限 : 平成○○年3月31日
  - PCB安定器等・汚染物
    - 処分期間 : 平成○○年3月31日
    - 計画的処理完了期限 : 平成○○年3月31日
- 低濃度(微量)PCB廃棄物の処理期限 : 平成39年3月31日

使用中の電気設備については、接触等により感電の恐れがあり非常に危険ですので、調査のために設備に近づかないでください。

銘板記載内容を転記するなど、既に作成された書類により確認できる範囲で調査してください。

また、調査にあたっては、電気設備を管理している電気主任技術者に必ずご相談ください。

調査票の記入にあたっては、別紙1「高濃度PCB使用・不使用の判別方法」及び別紙2「安定器のPCB使用・不使用の判別方法」を参考にしてください。

### 記入者情報（記入者情報をご記入ください。）

記入内容について問い合わせさせていただくことがありますので、必ず連絡先（記入者氏名、電話番号）を記入してください。電気主任技術者の方の氏名、住所及び電話番号が記入者と同じ場合はそれぞれ「上記と同じ」と記入してください。

記入年月日	平成○○年 月 日 ( )		
事業所名			
事業所住所	〒		
記入者氏名		電話番号	- -
電気主任 技術者名	氏名		
	住所		
	電話番号		

調査票は、必要事項をご記入の上、同封の返信用封筒（切手不要）にて、平成○○年○月○○日までに投函してください。平成○○年○月○○日以降に投函された場合、事務局に到着せず、回答が無効となる恐れがあります。

【お問い合わせ窓口】

○○都道府県市 PCB含有機器調査特設事務局  
(電話 0120-000-000)

調査No. ラベル添付欄

## 1. PCB廃棄物特別措置法に基づく届出の有無について

PCB廃棄物特別措置法に基づき、都道府県市に対し PCB 含有電気機器の保管状況について届出をされている場合は「あり」に、届出をされていない場合は「なし」に、○印をつけてください。

PCB廃棄物特別措置法の 届出の有無	( あり ・ なし )
-----------------------	-------------

## 2. 変圧器、コンデンサー等の保有の有無について

●下の写真に示す電気機器が変圧器、コンデンサーです。



変圧器



コンデンサー

●その他、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器及び中性点抵抗器は変圧器類、避雷器（サージアブソーバー）はコンデンサー類としてください。

### ① 使用を終えて保管している変圧器、コンデンサー等について

使用を終えて保管している変圧器、コンデンサー等を保有していますか。  
保有している場合は「あり」に、保有していない場合は「なし」に、○印をつけてください。

使用を終えて保管している 変圧器、コンデンサー等の有無	( あり ・ なし )
--------------------------------	-------------

### ② 使用中の変圧器、コンデンサー等について

使用中の変圧器、コンデンサー等を保有していますか。  
保有している場合は「あり」に、保有していない場合は「なし」に、○印をつけてください。

使用中の 変圧器、コンデンサー等の有無	( あり ・ なし )
------------------------	-------------

### 3. 変圧器、コンデンサー等の保有台数について

以下の項目のうち、使用中の機器については、近づくと危険ですので、既に作成された書類により確認できる範囲でお答えください。

使用を終えて保管している変圧器、コンデンサー等及び使用中の変圧器、コンデンサー等の保有台数を記入ください。

① 高濃度のPCBを使用していると判別された機器の保管台数及び使用台数を「高濃度PCB」欄に記入してください。

高濃度PCBの使用・不使用については、別紙1「変圧器・コンデンサーの高濃度PCB使用・不使用の判別方法」により判別してください。各機器の製造年、型式情報から高濃度PCBが使用されていると判別された機器の台数を「高濃度PCB」欄に記入してください。

② 低濃度(微量)のPCBを含有していると判別された機器の保管台数及び使用台数を「低濃度PCB」欄に記入してください。

③ PCBが含まれていないと判別された機器の保管台数及び使用台数を「PCBなし」欄に記入してください。

④ PCB含有の有無が確認できない機器については「不明」欄に保管台数及び使用台数を記入してください。

PCB含有の有無	機器の種類	保管台数	使用台数
高濃度PCB	変圧器類	台	台
	コンデンサー類	台	台
低濃度(微量)PCB	変圧器類	台	台
	コンデンサー類	台	台
PCBなし	変圧器類	台	台
	コンデンサー類	台	台
不明	変圧器類	台	台
	コンデンサー類	台	台